

入 札 説 明 書

北上地区合同庁舎暖房設備等運転管理業務

県南広域振興局総務部

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 北上市、西和賀町、花巻市、遠野市のいずれかの市町に本社又は支店等を有していること。
- (2) 令和2・3年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「冷暖房設備の運転管理」に登録を受けていること。
- (3) 令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の「冷暖房設備の運転管理」に申請し登録が見込まれること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

2 入札参加手続等

入札参加者は、次の書類を入札公告に記載された場所に期限までに提出しなければならない。

(1) 入札参加資格を証明する書類

ア 入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目の納税証明書（様式第 111 号イ）及び消費税の納税証明書（税務署が発行する「その 3 の 2」又は「その 3 の 3」をいう。）の写し

ウ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第 2 号）

(2) 業務が履行できることを証明する書類

ア 誓約書（様式第 3 号）

- ・国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等
- ・従業員の労働福祉の状況等

イ 業務従事予定者名簿

業務従事予定者毎の氏名・住所・性別・経験年数を記載すること。

なお、年度当初から業務実施を確実なものとするため、次の全ての要件を満たす従事者を配置すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・名簿に記載された業務従事予定者の半数以上を、業務開始日から 3 か月以上配置すること。・上記配置者（業務開始日から 3 か月以上配置する従事者）は、同種業種を概ね 3 年以上経験した者とする。 |
|--|

落札決定後、業務開始日までに確定した作業員名簿を提出するとともに、その後変更が生じた場合には速やかに変更した名簿を提出すること。

ウ 業務責任者に係る履歴書

エ 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士の免許の写し

オ 甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者（第 4 類）の免許の写し

カ 業務実施体制（組織）図及び緊急時連絡体制図

3 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会

社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（3）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

（4）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）から（3）と同視し得る関係があると認められる場合

（5）入札参加者が（1）から（4）の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

4 入札の方法等

（1）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（2）入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

（3）入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（4）初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。

（5）開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に参加することができない。

（6）再度の入札の回数には制限を設けない。

（7）入札場所には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

（8）入札参加者又はその代理人は、入札開始後においては、入札場所に入場することができない。

（9）入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、

入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

5 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「県南広域振興局長」とする。）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

8 入札への参加

- (1) 2（1）により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (2) 提出書類の審査結果は、令和4年3月14日（月）までにFAXにより通知する。

9 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

10 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した入札参加資格を証明した書類を提出し仕様を満たすと認められた者のうち入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とならないこと。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (3) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - イ 岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
 - ウ 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
 - エ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

11 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。
ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約の条項は別添契約書案のとおりとする。

12 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 令和4年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続についての停止の措置を行うことがある。

(3) 入札及び契約に関する照会先

県南広域振興局総務部総務課

〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町一丁目2番地

電話番号 0197-22-2811 F A X 0197-22-3815